

## J T跡地の売却に係る公募型プロポーザルへの応募に係る変更等について

2018年（平成30年）6月29日  
明石市政策局都市開発室

2018年（平成30年）5月16日付けで公募しているJ T跡地の売却に係る公募型プロポーザル（以下「当該プロポーザル」という。）につきまして、以下のとおり変更点及び補足事項がありますのでお知らせします。

### 1 一次審査書類の提出部数の変更について

当該プロポーザルの実施要項12ページの「2）提出書類」において、一次審査に係る書類の提出部数を示していますが、これを次のとおり変更します。

●変更前：「正本1部、副本20部（スについては1部）」

●変更後：「正本1部、副本10部（スについては1部）」

なお、委任状の提出部数及び二次審査書類の提出部数の変更はありません。

### 2 二次審査様式（様式4-3-2）の変更について

二次審査で使用する様式4-3-2について、市に帰属する公園と道路の面積を明示できるようにするため変更します。二次審査に応募する際は、「様式4-3-2 0629版」を使用してください。なお、今回の様式変更に伴い、旧様式を用いて応募した場合は、応募を無効とする場合があります。

### 3 追加の開示資料について

2018年（平成30年）6月29日公表の「質疑書への回答」に関し、前土地所有者が実施した土壌汚染の調査資料（関係質問番号16ほか）及び認可保育所2か所に係る現時点での計画図（平面図及び立面図、関係質問番号167）を事前登録事業者に対しDVD-Rにて開示（貸出）します。貸出を希望する事前登録事業者は電話連絡の上、担当部局にお越しくください。その際、社員証の提示等により、事前登録事業者の社員であること等を確認します。

なお、貸し出したDVD-Rは、2018年（平成30年）9月7日（金）午後5時までに担当部局に持参又は簡易書留にて返却してください。

### 4 斜線規制に関する考え方について

当該プロポーザルの実施要項9ページの「4）建築に係る制限等」において、斜線規制について記載しておりますが、以下の点について補足します。二次審査で提案の際は今回の補足事項も踏まえてください。

#### 【補足事項】

①高度斜線については、道路と公募敷地との間に一部民地があるため、北側道路反対側の境界からの検討は出来ません。

②北側隣地が狭小であるため、道路斜線について検討してください。

※ 様式に一部変更があったことから、審査書類の提出についてのチェックリストを添付しますのでご活用ください。（提出は不要です。）